

事前評価調書

I 事業概要																																							
事業名	交通安全施設等整備事業(歩道設置)																																						
地区名	一般県道 小鈴谷河和線																																						
事業箇所	知多郡美浜町大字河和																																						
事業のあらまし	<p>本路線は、知多半島西側の小鈴谷と知多半島東側の河和を結ぶ東西方向の幹線道路である。当該区間は、美浜町役場、知多厚生病院、名鉄河和駅などの主要施設に近接しているとともに、河和小学校及び河和中学校の通学路にもなっているが、歩道が整備されておらず、通学児童が危険な状態にさらされている。</p> <p>この状況を解消するため歩道を整備し、通学児童の安全な歩行空間を確保するものである。</p>																																						
事業目標	<p>【達成(主要)目標】</p> <p>歩道設置を行い、安全な歩行空間の確保を図る。</p> <p>【副次目標】</p> <p>—</p>																																						
事業費	事業費		内訳																																				
	0.35 億円		■工事費 0.20 億円、■用補費 0.15 億円、□その他 億円																																				
事業期間	採択予定年度	平成 27 年度	着工予定年度	平成 27 年度	完成予定年度	平成 30 年度																																	
事業内容	歩道設置 L=100m																																						
II 評価																																							
①事業の必要性	1) 必要性	歩道が設置されていないため、歩行者の安全な通行空間が確保されていない。																																					
	判定	A	<p>A： 現状の課題又は将来の予測から事業の必要性がある。</p> <p>B： 現状の課題又は将来の予測が十分把握されていない。</p> <p>【理由】</p> <p>歩道が整備されておらず、歩行者等の安全を確保するために歩道設置が必要である。</p>																																				
②事業の実効性	1) 事業計画	<table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2"></th> <th>H27</th> <th>H28</th> <th>H29</th> <th>H30</th> <th>H31</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">工種 区分</td> <td>調査・設計</td> <td>←</td> <td>→</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>用地補償</td> <td></td> <td>←</td> <td>→</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>工事</td> <td></td> <td></td> <td>←</td> <td>→</td> <td></td> </tr> <tr> <td colspan="2">事業費(億円)</td> <td colspan="5">0.35</td> </tr> </tbody> </table>							H27	H28	H29	H30	H31	工種 区分	調査・設計	←	→				用地補償		←	→			工事			←	→		事業費(億円)		0.35				
			H27	H28	H29	H30	H31																																
工種 区分	調査・設計	←	→																																				
	用地補償		←	→																																			
	工事			←	→																																		
事業費(億円)		0.35																																					
2) 地元の合意形成	地元より要望書が提出されるなど、地元からの整備要望の声が強く、地元合意形成が図られる環境にある。																																						
判定	A	<p>A： 事業計画の実効性が期待できる。</p> <p>B： 事業計画の実効性が期待できない。</p> <p>【理由】</p> <p>円滑な事業執行環境が整っており、事業の実効性は高いものと考えられるため。</p>																																					
III 対応方針																																							

事業実施	事業実施が妥当である。:上記①及び②の評価がすべてA判定であるもの。 事業実施は妥当でない。:上記以外のもの。
IV 事後評価実施の有無と主な評価内容	
<p>■対象(事業完了後5年目) □対象外</p> <p>【事業完了後5年を越えて実施する理由・対象外の理由】</p> <p>【主な評価内容】</p> <p>事業実施前後の歩行者等の安全性の変化</p>	